

第 114 号 議 案

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 11 月 26 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第 1（第 2 条関係）						別表第 1（第 2 条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～37の 6 略						1～37の 6 略					
37の 7	<u>政令第137条</u> <u>の12第11項の</u> 規定に基づく 既存建築物の 大規模の修繕 又は大規模の 模様替に対す る建築物の敷 地と道路との 関係に関する 規定の適用除 外に係る認定 申請手数料	既存建築物の 大規模の修繕 又は大規模の 模様替に対す る建築物の敷 地と道路との 関係に関する 規定の適用除 外に係る認定 申請手数料		1 件	27,000円	37の 7	<u>建築基準法施</u> <u>行令第137条</u> <u>の12第 6 項の</u> 規定に基づく 既存建築物の 大規模の修繕 又は大規模の 模様替に対す る建築物の敷 地と道路との 関係に関する 規定の適用除 外に係る認定 申請手数料	既存建築物の 大規模の修繕 又は大規模の 模様替に対す る建築物の敷 地と道路との 関係に関する 規定の適用除 外に係る認定 申請手数料		1 件	27,000円

	る審査						の申請に対す る審査				
38～77 略						38～77 略					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第310号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。